

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人岩手県社会福祉士会(以下「本会」という。)定款第 38 条第1項の規定に基づき、本会のブロックの設置及び運営に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(活動の趣旨)

第2条 ブロックは、第 5 条に定める区域を単位として本会会員の相互交流及び研鑽等を図ることにより、身近な地域で活動できる場を作り、そのブロックの実情に即した独自の事業を展開し地域福祉サービスの推進と向上に寄与するものとする。

(運営)

第3条 ブロックにおける事業は、本会定款第4条に定める事業のうち、身近な地域で展開することが望ましい事業を実施する。

2 ブロック独自に行う事業の他、本会が主催する研修会等の地域開催にあつては、その運営に協力する。

3 ブロックは、理事会の監督に基づいて運営する。

4 ブロックの運営にあつては、理事会は必要に応じて、ブロック代表と意見交換を行う機会を設ける。

(設置)

第4条 ブロックの設置は、県の行政圏域単位を基本とする。

(区域)

第5条 ブロックは、次の8ブロックとし、その区域構成は次のとおりとする。

- (1) 久慈ブロック(久慈市、洋野町、普代村、野田村)
- (2) 二戸ブロック(二戸市、一戸町、九戸町、軽米町)
- (3) 盛岡ブロック(盛岡市、滝沢市、八幡平市、紫波町、矢巾町、雫石町、岩手町、葛巻町)
- (4) 中部ブロック(花巻市、北上市、遠野市、西和賀町)
- (5) 胆江ブロック(奥州市、金ヶ崎町)
- (6) 両磐ブロック(一関市、平泉町)
- (7) 沿岸ブロック(宮古市、釜石市、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村)
- (8) 気仙ブロック(大船渡市、陸前高田市、住田町)

(会員)

第6条 ブロックは、区域内に住所若しくは勤務先を有する本会会員をもって組織する。

2 ブロック会員は、本会会員として承認されたときからブロックに所属する。

(役員)

第7条 ブロックには、次に掲げるとおり役員を置く。

- (1) 代表

- (2) 事務局長
- (3) 会計
- (4) その他、ブロックで必要と認める役員

2 ブロック代表は、ブロック役員を本会理事会に報告する。

3 ブロック代表は、原則として本会の理事に就任する。

(職務)

第8条 ブロック代表はブロックを代表し、次の職務を行う。

- (1) ブロックが行う事業の調整、企画及び管理に関すること
- (2) ブロック会計の執行状況の確認に関すること
- (3) 本会委員等の推薦又は他団体講師及び委員等の派遣に関すること

2 事務局長は、ブロック代表を補佐し、代表に事故ある時はその職務を代理し、代表が欠けたときは、その職務を行う。

3 事務局長は、ブロックの事務を統括する。

4 会計は、一般社団法人岩手県社会福祉士会経理規程（2020 年規程 2 号）に基づき、ブロック会計を適正に執行し、遅滞なく本会へ報告する。

(任期)

第9条 ブロック役員の任期は、定款第 23 条を準用する。

(会議)

第10条 ブロックの会議は次のとおりとする。

- (1) ブロック総会
- (2) その他、ブロック代表が定めた会議

2 ブロック総会は、ブロック会員をもって構成し、毎年1回開催する。

3 本会の理事は、ブロックの会議に出席し、意見を述べることができる。

(総会)

第11条 ブロック総会は、次の各号に定める事項を審議する。

- (1) 代表及び事務局長等の役員選出に関する事項
- (2) 事業計画及び予算に関する事項
- (3) 事業報告及び決算に関する事項
- (4) その他代表が必要と認める事項

2 ブロック総会において決議した事項は、本会理事会に報告する。

(会計)

第12条 ブロックの経費は、本会ブロック活動費及び参加費、寄付金等による。

2 ブロックの事業計画及び予算案は、その内容を本会理事会に提出する。

3 ブロックの事業報告及び決算案は、その内容を本会理事会に提出する。

4 ブロック独自にブロック会費を徴収することはできない。

(活動費の交付)

第13条 本会は、ブロック活動費を理事会が別に定める算出基準に基づき組織活動事業費の予算の範囲内でブロックに交付する。

2 ブロックは、前項に規定する算出基準とした事業を実施できなかった場合は、その執行残額の全額を当該年度中に本会に返還しなければならない。

(改廃)

第14条 この規則を改廃するときは、総会の承認を得なければならない。

附 則

1 この規則は、2021年6月6日から施行する。